

7 不納欠損処分状況

	市 民 税	法人市民税	固定資産税	軽自動車税	都市計画税		合 計
	税 額 件数	税 額 件数	税 額 件数	税 額 件数	税 額 件数	税 額 件数	
法の 第15 条7	円 24	円 94,814	円 2	円 7,000	円 24	円 26	円 101,814
法の 第18 条	161	502,863	24	43,800	24	231	886,013
計	185	597,677	24	50,800	24	257	987,827

別表 9 納税貯蓄組合の状況

(1) 納税貯蓄組合構成

組合数	組合員数	地域組合		業種組合		窓口組合		その他の組合	
		組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
33	人 2,718	23	人 2,371	6	人 1,47	2	人 104	2	人 96

(2) 納税貯蓄組合による市税納入状況

調 定 額 (A)		収 入 済 額 (B)		収 入 未 済 額 (C)		収入率 (B) (A)
税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	
円 842,438,600	件 18,904	円 828,627,140	件 18,432	円 13,811,460	件 472	% 98.4

別表 10 窓口における受付事務

事 項	53 年												54 年			計	%
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	1	2	3		
税 務 証 明	評価証明	143	169	142	138	144	121	100	136	157	101	201	239	1,791	219		
	課税証明	78	110	191	142	105	105	128	154	87	436	253	210	1,999	245		
	納税証明	82	237	67	63	68	68	85	164	64	88	284	106	1,376	16.9		
	非課税証明	53	41	109	49	32	64	31	45	36	57	35	40	592	7.2		
	その他証明	84	101	99	103	106	92	112	117	113	84	91	154	1,256	15.4		
関 覧		41	76	101	108	96	69	82	71	66	48	270	124	1,152	14.1		
計		481	734	709	603	551	519	538	687	523	814	1,134	873	8,166	100		

原動機付自転車ナンバー紛失 23件 原動機付自転車仮ナンバー発行 3件

第四回福生市議会

定例

会会議録(第十六号)

昭和五十四年十二月七日福生市議会議場に第四回福生市議会定例会が開催された。
出席議員は次のとおりである。

一番	石川慶一郎	君	二番	仲村清信	君
三番	加藤謹之助	君	四番	高水惣八	君
五番	東浦春浪	君	六番	村尾栄次	君
七番	森田治男	君	八番	田村市郎	君
九番	小野沢久	君	十番	遠藤洋一	君
十一番	原敏子	君	十二番	松山清	君
十三番	小林菊三	君	十四番	村野武男	君
十五番	鈴木藤次郎	君	十六番	貫井喜代次	君
十七番		君	十八番	東田正治	君

第四定
第二頁

十九番	宮沢良一君	二十番	指田保雄君
二十一番	末次性男君	二十二番	小堀仁七君
二十三番	岩田博君	二十四番	塩野鉄之助君

一 欠席議員は次のとおりである。

十七番 関 米吉君

一 欠員は次のとおりである。

なし

一 議会議事事務局職員は次のとおりである。

議事 事務局長	古谷徳男君	議事 係長	市川昭利君	臨事速 記事務 補佐員	伊藤美知子君
------------	-------	----------	-------	-------------------	--------

一 出席説明員は次のとおりである。

市	長	石川常太郎君	助	役兼 部長	篠崎俊夫君	
収入	役	橋本孝蔵君	教	育	長	町田倍二君
企画財政部長	上野重勝君	総務部長	長	森田猛君		
市民部長	生子国利君	福祉部長	長	内田和雄君		
建設部長	浅見裕康君	教育次長	長	高水求君		
水道事務所長	田村忠雄君	監査委員事務 局長事務取扱	事			
選挙管理委員 会事務局長	乙津宗吉君					

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和五十四年第四回福生市議会定例会議事日程 (第二日目)

開議日時 十二月七日 (金) 午前十時

日程第一 請願書の一部変更願いについて

日程第二 議案第百号 福生市立図書館設置条例の一部を改正する条例

日程第三 議案第百一号 福生市国民健康保険条例

日程第四 議案第百二号 福生市国民健康保険税条例

日程第五 議案第百三号 昭和五十四年度福生市一般会計補正予算 (第五号)

日程第六 議案第百四号 昭和五十四年度福生市国民健康保険特別会計補正予算 (第三号)

日程第七 議案第百五号 昭和五十四年度福生市下水道事業会計補正予算 (第三号)

日程第八 議案第百六号 昭和五十四年度福生市受託水道事業会計補正予算 (第一号)

日程第九 議案第百七号 昭和五十三年度福生市一般会計決算認定について

日程第十 議案第百八号 昭和五十三年度福生市国民健康保険特別会計決算認定につ

日程第十一 議案第百九号

昭和五十三年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理

事業会計決算認定について

日程第十二 議案第百十号

昭和五十三年度福生市下水道事業会計決算認定について

日程第十三 議案第百十一号

昭和五十三年度福生市受託水道事業会計決算認定について

日程第十四 議案第百十二号

市道路線の認定について

午前十時開議

○議長(小林菊三君) たいまから昭和五十四年第四回福生市議会定例会第二日の会議を開きます。

○議長(小林菊三君) この際、署名議員の一部に欠員がありますので、補充いたします。
十六番 賀井 喜代次君
を署名議員として補充いたします。

○議長(小林菊三君) 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、副委員長から報告を願います。

(議会運営副委員長 宮沢良一君 登壇)
○議会運営副委員長(宮沢良一君) 委員長がきのう欠席でございますので、御指名により、委員長にかわり報告させていただきます。

きのう、本会議終了後、議会運営委員会を開催し、第二日の議会運営について協議をいたしました結果、きのう住民から提出された請願書の一部変更願いに

つては、目下統務委員会で継続して審査中のものがございますので、過去の例にならぬ市長提出議案に先立って冒頭にお願ひすることにしたし、そのほかは、きのう申し上げたとおり順序でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

簡単ではございますが、本日の議事が円滑に運ばれますよう各位の御協力をお願ひ申し上げまして、報告いたします。

○議長(小林菊三君) ただいま副委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(小林菊三君) これより日程に入ります。

日程第一請願書の一部変更願ひについてを議題いたします。

本件は去る九月定例会において、統務委員会に付託され、審査中となっております請願第四号韓国の自主的平和統一に関する請願書について、請願者より一部変更願ひが提出されたものです。

事務局として変更願ひの朗読をいただきます。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(小林菊三君) 朗読は終わりました。

お諮りいたします。

本件は、願ひ出のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって請願書の一部変更願ひは承認することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第二議案第百号福生市立図書館設置条例の一部を改正する条例を議題いたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

(教育次長内田和雄君登壇)

○教育次長(内田和雄君) 御指名によりまして、議案の説明をさせていただきます。

図書館の建設に当たりましては、旧来の先生方の絶大な御指導によりまして、おかげさまで図書日を初めといたしまして、順調に準備が進んでおりますことを、冒頭に厚く御礼申し上げる次第でございます。

議案第百号福生市立図書館設置条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

本条例第二条におきまして、図書館の名称及び位置は、別表のとおりとすることになっております。ただいま建設しております図書館につきまして、別表の名称及び位置を改正したいというものでございます。

名称につきましては、福生市立中央図書館、位置につきましては、福生市大字能川八五の番地一といったものでございます。

附則におきましては、この条例の施行期日につきまして、工事等の状況等を勘案しつつ、市規則で定めたいとするものでございます。四月オープンを目途として準備を進めている次第でございます。

よろしく御審議をいただきまして、御決定賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○一番(石川慶二郎君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百号につきましては、総務委員会に付託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま石川慶二郎君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第百号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第三議案第百一号福生市国民健康保険条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 森田猛君 登壇)

○福祉部長(森田猛君) 御指名をいただきましたので、議案第百一号福生市国民健康保険条例の提案理由並びにその内容につきまして、御説明申し上げます。

国民健康保険事業運営の歳入の根幹をなす財源には、料と税の二種類があるわけがございます。当福生市におきましては、制度発足より保険料でありました。全国的に見ますと、税が九一%を占め、料が九%でございます。また、都下でも三十二市町村ございますが、福生と田無市のみが料でございます。

保険料の徴収については、年々収納率の低下を来し、特に滞納繰越分の収納率は、都下でも最低の二七%でございます。都下平均は四四%となっております。したがって、未収額は年々増大しているわけでございます。その徴収確保につきましては、時効が二年ではその事務処理にも限界があり、どうしても不能欠損額が増加する原因となっております。

一方、保険税につきましては、その根拠は地方税法であり、課税徴収権は五年となっております。国保の運営も医療費の増大とともに、困難な状況を迎えております。この点にかんがみまして、保険税を目的税と制定し、相互扶助の精神の徹底を図ると

もに、被保険者に、なお一層の納税意欲の向上をお願いしたいと考えております。そこで、現行の保険条例を全文改定をいたしまして、保険条例と保険税条例を制定するものであります。

それでは、保険条例の内容につきまして、御説明申し上げます。

保険条例は、第一章から第八章より成っておりますが、第六章は、保険税は別に定めるところにより国民健康保険税を課するとし、すなわち議案第百二号にて、別に条例で定めようとするものであります。新たに、第八章の委任事項すなわち施行について「必要な事項は市規則で定める」を加え、それ以外の章については、現行条例と全く同じでございますので、説明は省略させていただきます。

附則にて、施行は五十五年四月一日とし、現行条例の廃止と、この条例施行前に賦課した保険料は、なお従前の例によると規定するものであります。

以上、雑駁な説明でございますが、慎重御審議の上、原案決定くださるようお願いいたします。

なお、本議案については、去る十一月二十二日の国民健康保険運営協議会に御審議をお願いし、御承認を得て、これを申し添えます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終ります。

○一番(石川慶二郎君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百一号につきましては、厚生委員会に付託
されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま石川慶二郎君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出
されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第百一号は、厚生委員会に
付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第四議案第百二号福生市国民健康保険税条例を議題
といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長森田猛君登壇)

○福祉部長(森田猛君) 御指名をいただきましたので、議案第百二号福生市国民健
康保険税条例につきまして、その提案理由と内容につきまして、御説明申し上げます。
本条例は、先ほど御説明いたしました議案第百一号福生市国民健康保険条例
第八章第十條に基づき、新たに条例を制定しようとするものでございます。
次にその条例の内容につきまして、御説明申し上げます。

本条例は、第一条から第十六条と附則で成り立っておりますが、まず、被保険者の
負担につきましては、何ら増減のあるものではございません。課税額、税率、低所得者に
対する保険税の減額等は、現行のとおりでございます。

ただ、納期につきましては、現行は毎月、年十二回ですが、第八条で年六回に改めよう
とするものでございます。この点につきましては、被保険者に多大な御迷惑をおかけいたし
ますことに申しわけない次第でございますが、三十二市町村中、年四回が三市、これは各市税

と同じ回数を決めておるわけでございます。五回が二市、六回が十八市、十回が二市、福生が十二回となっておったわけでございます。納期につきましては、被保険者に十分御理解を得たいと思っております。

その他の条文等につきましては、ほとんど従前のとおりでございますので、内容の説明は省略させていただきます。

以上、雑駁な説明ですが、慎重御審議をいただき、原案決定くださるようお願いいたします。

なお、本議案につきましては、去る十二月二十二日の国民健康保険運営協議会にお諮りいたし、御審議願いましたが、特に各委員さんより、納期の点につきまして御質問が集中いたしました。十分被保険者に対して理解を得るようになつて、御質問がたけでございますので、よろしく御承認をいただきたく存じます。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○一番(石川慶一郎君) この際、動議を提出いたします。

たいま議題としております議案第百二号につきましては、厚生委員会に付託されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

たいま石川慶一郎君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よつて議案第百二号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第五議案第百三号昭和五十四年度福生市一般会計補正予算(第五号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。